

静岡海区漁業調整委員会指示第 7－5 号

静岡海区において、かごを用いて水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

その関係図面は、令和7年6月27日から2週間水産資源課において、一般の縦覧に供する。

令7年6月27日

静岡海区漁業調整委員会 会長 高田 充朗

1 採捕の制限

かごを用いて水産動植物を採捕してはならない。

ただし、(1)又は(2)の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) かご漁業を行う場合

ア この静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示に基づき承認を受けた漁業者又はその従事者が漁業を営むために行う場合

イ 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合

ウ 共同漁業権漁場内において、当該漁業権者の同意を得て落とし口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合

エ 距岸3,000メートル以内の遠州灘において、落とし口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合

オ えびかご漁業の委員会指示に基づき、承認を受けた漁業者又はその従事者がえびかご漁業を操業する場合

(2) 試験研究機関等がかごを用いて水産動植物を採捕する場合

ア 静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号。以下「規則」という。）第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合

2 承認証の交付

委員会は、かご漁業の承認をしたときは、申請者にかご漁業操業承認証（以下「承認証」という。）を船舶ごとに交付する。

3 承認の基準

承認は次に掲げる条件を満たす場合に限り行うものとする。

- (1) 承認により、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が起こるおそれがないこと。
- (2) A海域における使用船舶は総トン数5トン未満の動力漁船であること。ただし、A海域において昭和55年9月1日以降操業実績のある者が使用する当該船舶については、この限りでない。
- (3) B海域における使用船舶は総トン数5トン未満の動力漁船であること。
- (4) C海域における使用船舶は総トン数15トン未満の動力漁船であること。

4 操業海域

承認を受けて操業することができる海域は、次のとおりとする。

(1) A海域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- イ 静岡市興津川河口左岸と沼津市沼津港灯台を結んだ線と賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台から正西 4 海里の点と沼津市大瀬崎灯台から正西 4 海里の点を結ぶ線の延長線との交点（北緯35度04分12秒、東経138度42分37秒）
- ロ 賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台から正西 4 海里の点と沼津市大瀬崎灯台から正西 4 海里の点を結んだ線と賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台と静岡市三保灯台を結んだ線との交点（北緯34度47分30秒、東経138度40分25秒）
- ハ 賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台と静岡市三保灯台を結んだ線と御前崎市御前岩灯台と富士市越前岳山頂を結んだ線との交点（北緯34度57分42秒、東経138度33分49秒）
- ニ 御前崎市御前岩灯台と富士市越前岳山頂を結んだ線と静岡市興津川河口左岸と沼津市沼津港灯台を結んだ線との交点（北緯35度03分54秒、東経138度38分55秒）

(2) B 海域

次のホ、ヘ、ト、チ、ホの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ホ 賀茂郡西伊豆町黄金崎西端から正西 2 海里の点（北緯34度50分30秒、東経138度43分13秒）
- ヘ 賀茂郡西伊豆町アジョーガ崎西端から正西 3 海里の点（北緯34度46分15秒、東経138度42分00秒）
- ト 賀茂郡西伊豆町アジョーガ崎西端から正西 4.5 海里の点（北緯34度46分15秒、東経138度40分22秒）
- チ 賀茂郡西伊豆町黄金崎西端から正西 4 海里の点（北緯34度50分30秒、東経138度40分52秒）

(3) C 海域

次のリ、ヌ、ル、リの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（ただし、ヲ及び六十立中央部から半径 1 海里の円周以内の海面を除く。）

- リ 北緯34度45分35秒、東経139度03分35秒
- ヌ 北緯34度35分48秒、東経138度59分26秒
- ル 北緯34度40分40秒、東経139度07分53秒
- ヲ 北緯34度38分42秒、東経139度01分15秒
- 六十立中央部 北緯34度42分16秒、東経139度02分49秒

5 承認をしない場合

委員会は、申請者が漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠くと認められる場合は、承認をしないことがある。

6 承認の隻数

- (1) A 海域
5 隻以内
- (2) B 海域
5 隻以内
- (3) C 海域
6 隻以内

7 操業の期間

各海域の操業の期間は、次のとおりとする。

- (1) A海域
9月1日から翌年5月15日まで
- (2) B海域
12月1日から翌年2月末日まで
- (3) C海域
12月1日から翌年2月末日まで

8 条件

- (1) かごを用いて水産動植物を採捕することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

ア かごの大きさ 高さ 100センチメートル以内

直径 200センチメートル以内

イ 持 か ご 数 1 隻につき20個以内

ウ 網 目 かごの網目の目合 4 寸目以上

なお、浮標綱（瀬縄）には、ワイヤーロープを使用してはならない。

- ## (2) 承認証の携帯

承認を受けた者は、操業する時は2(1)の承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

- ### (3) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるとき並びに承認を受けた者がこの指示の規定に違反したときは、承認を取り消すことがある。

- #### (4) 海域ごとの条件

ア A海域

- (7) 承認を受けた者は、漁獲成績報告書を別に定める様式により月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに所属漁業協同組合を経由し、委員会に報告しなければならない。
- (イ) 漁具の両端に船名を記載した章旗を設置しなければならない。
- (ウ) 日没から日の出までの間操業してはならない。

イ B海域

- (7) 承認を受けた者は、漁獲成績報告書を別に定める様式により月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに所属漁業協同組合を経由し、委員会に報告しなければならない。
- (8) 漁具の両端に船名を記載した章旗を設置し、さらに夜間にあっては灯火を設置しなければならない。
- (9) 操業にあたっては、あらかじめ関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

ウ C海域

- (7) 承認を受けた者は、漁獲成績報告書を別に定める様式により旬ごとに取りまとめ、所属漁業協同組合を経由し、速やかに委員会に報告しなければならない。ただし、委員会の指示があった場合はその指示に従わなければならない。

(イ) 漁具の両端に船名を記載した章旗を設置し、さらに夜間にあつては灯火を設置しなければならない。

(ウ) 総漁獲量は2,500尾以内とする。

(5) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することがある。

9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「かご漁業承認事務取扱要領」による。

10 指示の有効期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

別記

かご漁業承認事務取扱要領

第1 承認の申請

承認を受けようとする者は、船舶ごとにかご漁業操業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所属漁業協同組合を経由し、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 共同経営の場合は代表者選定届（印鑑証明書添付）
- (4) 用船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (5) 漁具図
- (6) 所属漁業協同組合長の副申書
- (7) その他委員会が必要と認める書類

第2 申請書の提出期限

- (1) A海域 令和7年8月8日
- (2) B、C海域 令和7年11月7日

第3 承認証の交付

委員会は、かご漁業の承認をしたときは、かご漁業操業承認証（以下「承認証」という。）（様式第2号）を船舶ごとに交付する。

第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにかご漁業操業承認内容変更承認申請書（様式第3号）に操業承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにかご漁業操業承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、再交付を受けること。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに委員会に承認証を返納すること。

第7 報告

承認を受けた者は、漁獲成績の報告として、かご漁業漁獲成績報告書（様式第5号）を委員会に提出すること。

かご漁業操業承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）

下記によりかご漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 操 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操 業 区 域
- 3 漁 獲 物 の 種 類
- 4 根 拠 地
- 5 漁 具 の 種 類
及 び 規 格
- 6 使 用 船 舶
- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 馬 力 数

静調認第		号
かご漁業操業承認証		
住 所 氏 名（名 称）		
1 操 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで		
2 操 業 区 域		
3 根 拠 地		
4 使 用 船 舶		
(1) 船 名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 総 ト ン 数		
(4) 馬 力 数		
5 条 件		
上記のとおり承認する。		
年 月 日		
静岡海区漁業調整委員会		
会 長 氏 名		
印		

かご漁業操業承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）

下記によりかご漁業承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承 認 番 号 静調認第 号
- 2 承 認 年 月 日 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする理由

かご漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）

かご漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号
- 静岡認第 号
- 2 承 認 年 月 日
- 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

様式第 5 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

かご漁業漁獲成績報告書

年 月 日

住 所 氏 名（名 称）							
船 舶		船 名	登 録 番 号	ト ン 数		馬 力 数	
操 業 状 況							
区分 月日	操業回数 か ご 数	漁 獲 高				操業海域	備 考
		魚 種 名	尾数	生産量 kg	金額		
	回	タカアシガニ				崎 灯台より 方向 海里	
		イバラガニモドキ					
		エゾイバラガニ					
	個						
		その他のカニ類					
		魚 類					
		小 計					
	回	タカアシガニ				崎 灯台より 方向 海里	
		イバラガニモドキ					
		エゾイバラガニ					
	個						
		その他のカニ類					
		魚 類					
		小 計					
月 合 計	回	タカアシガニ					
		イバラガニモドキ					
		エゾイバラガニ					
	個						
		その他のカニ類					
		魚 類					
		小 計					

* ボイル重量を併せて記載する場合は備考欄に記入のこと。